

平成 23 年 6 月 2 日

「時評」（6月号）に池田委員長及び海東委員のインタビュー記事が掲載されましたのでご紹介いたします。

○特集 新たな公益活動のかたち

（1）東日本大震災における公益法人の支援活動

- ・ 震災を乗り越え、今年が新しい公益活動元年となるように

（公益認定等委員会委員長 池田守男）

（2）折り返しを迎えた新公益法人制度施行の現状

- ・ 柔軟かつ迅速に、公益活動の増進をサポート（公益認定等委員会委員 海東英和）

※（株）時評社の了解のもと、掲載・配布しております。

# 震災を乗り越え、

# 今年が新しい公益活動 元年となるように

内閣府公益認定等委員会委員長 池田守男

## メッセージを発信した背景

三月十一日に発生した東日本大震災において多くの方々が苦難を余儀なくされ、

また発生後から多くの人々が復興に向けて取り組み、かつ懸命な支援活動を展開されておられることと存じます。こうしたなか、内閣府公益認定等委員会は三月三十一日に東北地方太平洋地震に関して、

メッセージを発信いたしました。

平成十九年二月に、公益認定等委員会委員長を拝命してからは、私も含め七人の委員で、既存の各社団・財団法人が、今日的な新しい形に生まれ変わっていた

## 池田守男

多くことを少しでもお手伝いできればと、心がけてまいりました。というのも私自身、二二世紀は営利法人のみならず非営利法人が社会において非常に重要な役割を担っていく世紀ではないかという思いがあったからです。すなわち民間活力、とくに非営利な民間の活力を、社会に対していかに定着させていくか、私の役割はその点に尽きると考えています。

その意味では、既存の社団・財団法人の各団体はこれまでも大きな役割を担っていたいてきました。ここでもう一度、今日的な役割・使命を見直していただき、新しい時代において自分たちはどう在るべきか、何を為すべきか、それを捉え直したうえで実践的活動に移してほしい、それが社会にとってたいへん大きなプラスになると私は期待を込めております。

そうした思いのもとに、委員会からも各団体に向けて、折あるごとに情報発信させていただいております。つまり三

月三十一日のメッセージのみならず、比較的早い時期から発信活動を行っておりました。やはり、新公益法人制度の認定において、各法人からの申請を受け付けるという受け身の姿勢だけでなく、むしろ委員会から相談させて頂く、各法人の立場に立つて生まれ変わるお手伝いをしたいこうという一歩踏み込んだ姿勢が必要だと判断したからです。

とくに、昨年四月に委員のメンバーが新しくなつてからは、総意をもってより積極的に、法人の活動のサポートをしていくというスタンスに立ち、委員会の審議はもちろんのこと、相談会も開催するなど、委員会自体が社会に踏み出す姿勢を形にしていきました。われわれ委員もまた民間から参集したメンバーですから、このような姿勢があっても良いのではないかと。より社会目線、法人目線で取り組むというベースが形成されつつあったところに、今回の震災が発生したわけ

## 支援活動の実践に向けて、 環境整備を

この度の東日本大震災は、限定された一地域の問題などではなく、わが国全体が向き合うべき問題としてとらえ、仮に直接的な災害を被らなかつたとしても、被災された方々と同様の痛み、苦しみを分かち合い、復興・支援に取り組むべきです。そのように、被災の有無を超えて苦難をともにするのであれば、公益法人としての新たな役割が自ずと付与される部分があるはずだと思います。そうしたわれわれの考え方をお伝えしたのが、冒頭に述べたメッセージなのです。

改めて考えますと、これまでの公益法人というものは、文字どおり多種多様な、かつ非常に個性的な公益活動が多数を占めていました。その点がまさしく、平均化・平準化を本旨とする国・自治体等の行政による公益活動と一線を画す部分で、それゆえに特定のニーズに対してきめ細



いけだ もりお

1936年生まれ。61年、東京神学大学神学部卒業後、同年株式会社資生堂入社。01年代表取締役社長、05年取締役会長、06年より相談役。東京商工会議所副会長、経団連少子化対策委員長、教育再生会議座長代理など多くの公職を経験。現在は公益認定等委員会委員長、東洋英和女学院理事長兼院長。

かく対応できる所以でもありました。もちろん、こうした本質は非常に有意義であり、今後もぜひ継続して頂きたい特性なのですが、今般のような大震災に臨んでは、本来の公益活動がたとえ災害復興や支援活動と直接的な関わりがなくても、ここは一つ公益活動の原点という大きな視点に立つてもらい、国や自治体、企業とは異なるスタンスで、民間の公益団体ならではの役割を担って頂きたい、平素

の活動の内容はともかく、この危急のときにあつて互助互恵の精神を發揮してもらうべきときではないでしょうか。そうした思いを各法人に持ってもらえればと思つたのです。

しかし当の法人サイドから、これまでの制度においては、そうした思いは平素から持つているのだが、様々な制約によつて思うような活動ができない、という声がありました。確かに、たとえ社会

的に意義のある活動でも、法人の本来業務以外の活動を行うにあたっては、主務官庁の認可が必要になり、その旨の申請を行つても認可されるまで時間を要していたのも事実です。そういったことから新公益法人制度における公益法人等に対しては、まさしくその点をわれわれ委員会から各法人側に、できるだけ速やかに事業変更を認定させていただき、本来的

な事業目的ではなくても支援活動に参画し、法人の持てる資源を支援に集中投下できるよう、メッセージを發して呼びかけを行つた次第です。時間的なスピード感だけでなく、緊急を要するような事態において、事業の変更まで必要としない場合には、事後に届出を出してもらえれば済むようにするなど、申請と活動が併行する形で、より伸び伸びと支援活動で

災害支援は長期的な視点に立つて

ていこう、法人の志が実現するように、委員会は出来るだけ対応していく、そういう思いも、そのメッセージに込めました。今度の震災が一つの契機とはなりませんが、民による公益活動の活性化が、委員長に任せられた私の使命だと考えていたので、こうした方向へ舵を切つたのは、言わば当然の流れであると言えるでしょう。

認定できるよう対応すると回答し、事実申請から八日目で答申に至りました。一月あたりだいたい一億二、三〇〇〇万個扱ふとのことですから、個口あたり一〇〇円の寄付となると、年間ではおおよそ一三〇億円近くになる計算です。なお、会社組織が公益活動を行う際には税制の問題も絡んでくるため、この点はわれわれ委員会としても、支援活動については税制上の優遇措置が取られるよう期待しているところと見られます。税制面に関しては、とくに個別になると様々な問題も発生してきますので、委員会としても状況把握に努めております。

メッセージの発信後、われわれの呼びかけに反応し、支援活動を申請する法人も徐々に増えてきました。例えばヤマトHDは、扱う配送品一個口につき、一〇〇円の寄付を検討されており、寄附先として公益財団法人ヤマト福祉財団を考えているという内容です。もともと公益財団法人ヤマト福祉財団は、障がい者支援関連に絞つた公益活動に取り組みられておりますが、当分のあいだ震災支援を主たる活動目的に据えたいとの相談でした。その要望を受けまして、それでは申請を出していただければ遅くとも一週間前後で

また、本来の事業活動の範疇内で支援を行える法人も少なくありませんので、各法人から情報提供いただき、五月十三日に取りまとめた段階ではすでに三六一日に法人が支援活動を展開している状況です。その総覧は、公益認定等委員会のHP (<https://www.koekinfo.go.jp/>) にてご覧頂ければと思います。

とはいえ、公益法人とはその高い社会的使命にも関わらず、ともすれば官僚の天下り先といったイメージが先行しがちな点も手伝つて、一般の法人より活動が控えめでそのぶん有用性や社会貢献度があまり一般の人々に認識されにくいという面がありました。また活動内容おおよびその範囲を広げることが問題視されるのではないかとの懸念から、事業内容の拡大に躊躇すると言うか、やや消極的な傾向も見えました。加えて、各主務官庁が公益法人を厳正に所管していたため、たとえば厚生労働省所管の公益法人が海外で本来業務と同様の公益活動を行おうとしても、それは外務省の管轄となり厚生労働省所管内では活動しにくいといったような声があつたのも事実です。互いの垣根を越えてはならないという不文律にも似た枠組みと言えるでしょう。

そうした垣根を取り払うことも、公益認定等委員会が設置された主たる目的の一つだったのです。法人が行う公益活動への要求も時代によって変化するため、普遍的な探求を継承しつつも一方で、社会の要請に応じて臨機応変に対応する法人の姿がこれからは求められるのではないのでしょうか。芸術・文化の振興を図る団体が、在外人道支援活動を行っても何ら問題は無いはずですし、すでにそうした活動を始めている芸術団体も存在します。このように、各法人ごとに有する事業目的の活用範囲を幅広く設定することで、より広範に公益をもたらすことが可能となります。

それゆえ、各法人も、各種支援活動、寄付活動等をより活性化ならしめるために、積極的に事業目的を追加する動きが出てくるのではないかと思われまし、またそれを委員会としても大いに期待しております。災害からの復興に向けた支援活動は息の長い取り組みが必要と考え

られるので、ここはまず各法人が具体的にどのような支援を行っているのか情報発信し、各法人にあまねく浸透し、輪が広がっていくよう、委員会も腰を据えて取り組むつもりです。

むしろ公益法人がこうした多彩な活動を展開することで、公益法人をサポートする企業や個人がさらに賛同する機会が増え、それが新たな公益への啓発につながることも十分考えられます。今回の震災は誠に不幸極まりないことですが、この現実に対処しようと公益の大きな輪が広がりにつつある、私はそう手応えを感じております。

振り返りますと、一九九五年の阪神・淡路大震災発生後にわが国で活発化したNPOの各活動も広義にとらえれば公益法人の一部ですから、こうした非営利公益活動がより組織的にまとまり、社会のなかで重要な位置付けになるべく成長していくことが望まれます。競争だけの社会では、人間味の希薄な、無味乾燥な世

の中になってしまいます。そうではなく、連携や助け合い等、人間の温かみを感じられる社会の到来を期待してやみません。そうした社会を形成する構成員の一人として、大きな意味での公益法人が一助を担うようになればと思います。新しい時代の形成のために、公益法人の新しい役割が求められます。

そして、まずは被災地支援に傾注して頂きつつ、やはり一、二年で潮が引くように支援が少なくなってしまうてはいけません。十年くらいのロングスパンで、息長く継続した復興へのサポートをお願いしたいところです。たとえば震災で身寄りを亡くした児童に対する教育支援について言えば、子どもへの教育が未来の社会にとって何より重要なのは言を待たず、また数年単位のような短期間の取り組みでは実を結ばないことも言うまでもありません。公益法人だけでなく、法人を支える個人ベースもまた息長いご協力を頂戴出来れば幸いです。

## 説明責任によって 確たる信頼の獲得を

は不可欠ですから。

ただ、これまでの公益活動においてはこの説明責任の部分がやや不十分な感が否めず、それが日本社会で寄附文化がいま一つ定着しない一因になっていると思われまます。透明性が担保されてはじめて、税制上の優遇措置が確立すると思えます。

また情報公開によって、法人の公益活動が目に見えるものとなり、公益活動に対する社会の信頼が高まると言えるでしょう。したがって、説明責任を義務とするのではなく公益法人がより積極的に情報開示を図り、自らのガバナンスを高めていくことを期待しております。そうした取り組みが、事業の拡大とそれに対する周囲の理解につながると私は確信しております。透明性が信頼を招き、信頼が事業活性化のベースになるといように、公益法人が社会の中で自律的な活動を展開できることを期待します。一方で、公益活動をより潤滑ならしめるためにも、税制上の措置が更に充実することを期待し

ているところです。ことに今回の震災支援のような場合、税の大幅な減免が得られる指定寄付の位置付けについて、政府における議論の行方を注視しております。

また、個人の所得税の税額控除も、寄附文化の定着に向けて大きな推進力になると私は捉えています。国、自治体など行政が公益活動を行うことももちろん重要ですが、それ以上に民間が独自に寄付活動を行うことによって、先にも述べたとおりより専門性の高い問題を個別に解決していくきめ細かな対応が実現すると考えています。民間の公益活動を行政が補う、こういう社会構造が望ましく、そのためには意識・法整備の両面で民間、個人の寄附文化がもっと活性化することが前提となります。とくに地方分権が進むであろう今後、地域住民の抱える細かな問題を解決する公益活動が求められますから、そのためにも事前に税制等の問題はしっかり検討しておくべきでしょう。

また、今回の震災によって多くの人々

このように、より長期的な視点に立った支援活動を行う場合に、たとえば寄附のような具体的な方法の場合には、どのように役立ち、どのような結果に表れているか、それを送り手と受け手、双方向で常に確認できる体制でなければ、なかなか定着できません。自分の義捐金や寄付が確かに被災者の手許に届き、このような形で役に立っているという透明性が必要です。支援をするからには、確かなフォローを行う責任が発生すると私は思います。法人のセルフ・ガバナンスの充実は、認定の要件に位置付けているので、各法人はたとえば浄財を寄付して頂いたなら、誰からどのくらい寄付が寄せられ、それを何に使用したか、HP等で明らかにし、社会に広く報告する説明責任があつて然るべきです。公益活動の活性化を図る以上は、こうした説明責任の徹底

が失職を余儀なくされましたが、震災発生に如何に関わらず、これからの時代は公益法人が雇用の受け皿になって頂いて良いのではないかと考えておりました。国・地方所管で約二万五〇〇〇に達する特例民法法人（公益法人を含む）の資産を合計すると六二兆円に達し、職員は五万人に及びます。すでに雇用の受け皿として確立された感は有りますが、これに加えてNPO法人や社会福祉法人を加えて、総体として雇用の受け皿になれるようわれわれもサポートしていきたい。

仕事のやりがいという点では営利法人も公益法人もまったく同じだと思いますし、また少子高齢化や男女共同参画など、雇用を取り巻く社会環境が以前と大きく変化している現在、高齢者や女性がはたらくやすい職場として公益法人などは非常に適しているのではないのでしょうか。雇用の受け皿が多層化、多様化することが社会基盤の強化につながるので、場合によってはボランティア活動でも良いで

しょう、多くの人々が何らかのかたちで社会参画しやすい環境の整備、その中核に公益法人は位置していると言えるでしょう。私は二一世紀に入った二〇〇一年から、「全員参画型社会」の形成を提唱してきましたが、それから一〇年を経て、今年が一つの節目になるような、そんな気がしてなりません。

### 「与えるは取るより 幸いなり」の精神

二〇世紀後半から今日に至るまで、営利法人を中心とする競争社会が時代の主流を占めていました。しかしその競争社会が激化する反面、日本の伝統的な互助互恵の精神や地域社会の人的つながりが失われつつあったのは否定し難いと思います。

しかし現在、すでに昔日の存在となっていた相互扶助の精神が、たいへん不幸な形であるとはいえ、再び喚起される事態となりました。競争社会のうえに、助

け合いの文化が醸成されるという新しい社会へ生まれ変わる、大きな契機になりつつあるのではないのでしょうか。そして、競争社会のなかで前面に出過ぎた「私」に代わり、「公」が今後再び必要とされ、個人においても産業活動においても尊重される時代が来ると期待しております。むしろ、この思いは私個人にとどまらず多くの方々が胸に秘めておられたと思われませんが、その意識が震災によって発露してきたと言えるでしょう。

そしてその流れは日本一国のみならず、国際社会に広がっていくのではないのでしょうか。事実、今度の震災では文字どおり世界各国から様々な形で支援を頂戴しました。支援を頂いたからには、より良い社会へ向けて復興を果たしていくべきです。そして今度は、「与えるは受くるより幸いなり」の精神で、日本がこれまで以上に、諸外国に対して支援を行っていくべきではないかと考えています。従来より、少なくとも支援を日本は行っ

## 池田守男

## 特 集 公 益 法 人 の 支 援 活 動

てきましたが、相手国および人々の立場に立った支援とは必ずしも言い難かった部分もあるのではないのでしょうか。これからは、相手の立場、すなわちこちらの支援を受けて頂く人々の気持ちになって、与えていくことが必要です。今回の震災で直接的な被害を被っていない人々は、この点をよく認識し、被災された人々の立場に立つて何ができるか、何を為すべきかを考え、実践するべきです。仮に、「与える」ことに喜びを感じないとしたら、それは支援を義務ととらえているからであって、私は本来、「与える」ことは人間の権利だと考えております。すなわち「与える喜び」は、人としての権利を行使する喜びなのだと思います。この機会に、人間が本来有する「与える喜び」という権利の行使を、声を大して求めていくことはありませんか。

てこれからの時代は、ますます民の力が国を支えていく時代になると思います。それゆえ、現在進展中の公益法人改革においては、これまで公益の担い手だった国・地方から、民が新たにこの担い手の中核になっていく、とのメッセージが込められています。民が担い手になるということ、それは一つ一つの法人が、組織の大小に関わらず、自分たちが国を支えていく、社会に貢献していく、という高い自負心を持つことから始まります。法人の規模は千差万別ですが、その存在意義は等しく同一です。とくに長い歴史をもつ公益法人は、旧来の事業を継続しつつも、これからは新しい公益の使命を担っていくという気概を持ってもらいたい。これまでも高い役割を担って頂いておりましたが、これからはさらに大きな時代の要請にこたえてほしいですね。そうした高い志をもつ法人に対しては、私も委員会も、積極的に支援させて頂く所存です。

私は、「公」がまず念頭に置かれる社会がすぐ間近に到来しているような気がしてなりません。そういう意味で、今年二〇一一年が新しい公共が始まるという意味で、公益活動の一つの元年になってほしいと思います。企業においては利益追求だけではなく、企業活動の中に公益活動を組み込んでいくことがこれからは重要です。また社会からも求められるのではないのでしょうか。このような新たな形態を「公益資本主義」と呼ぶ説もありますが、営利法人が公益を念頭に置くのであれば、公益法人はなおのこと平素の活動内容を見つめ直し、さらに自分たち出来ることはないか検証してもらえばと思います。すでに、公益財団・社団法人として認定を受けた団体においても、新しい公益目的事業を実施しているところが少なくありません。新しい時代の新しい公益活動を担うために何が可能なか、何を為すべきなのか、問いかけてもらえると嬉しいですね。

## 柔軟かつ迅速に、

## 公益活動の増進をサポート

内閣府公益認定等委員会委員

海東英和

## 法人自治の時代を

## 迎えた公益活動

公益認定に向けた五年間の申請期間のうち、この夏でほぼ中間に差し掛かりました。

スタート当初はやや申請件数の出足が鈍かったのですが、昨年あたりからだいぶ申請及び認定数も活発化してきました。平成二十年十二月一日に申請期間がスタートし、翌二十一年が実質的な一年目

でしたが、確かに件数自体は少なかったですね。ただ二年目の二十二年度に入ってからはかなりペースが上向き、平成二十三年度になった四月末現在で、約九三〇法人が認定・認可を受け、それに基づき登記をされたという状況です。やはり

新年度の四月一日に登記をしたいとの意向がはたらくのでしょうか、昨年秋季には一月あたり一四〇件を超える申請を数えるなど、申請が相次ぎました。われわれ委員および事務局は、申請から約四か月を一

つの目途として認定・認可するという目標を立てており、これまで経験したことのない申請数を前にしながら、どうかほぼ目標を達成できました。迅速かつ柔軟な審査を実行できたと思います。

過去二年半を振り返り、全般的な傾向などは感じられるでしょうか。

昨年の春、各法人が最も懸念していたのは収支相償、すなわち財務上で黒字を計上したら認定基準を満たさないのではないか、赤字を強いられるのではないかと

ということでした。それゆえ委員会としては、たとえ黒字が出て、それをさらなる公益活動の拡大に向けていただき、

公益活動に不可欠な資産を購入する等の対応によってきちんと計上していただければ何ら問題ありません、という内容を昨年前半、重点的にPRしました。お陰様で、制度への不安は概ね払拭できたと思います。と同時に、九三〇法人が認定・認可を受けたという事例が、これから申請される法人の道標となり、不安も解消されていくでしょう。

## 具体的な事例などは。

例えば美術館の中に設けられたショップが公益か収益か、当初意見の分かれるところだったのですが、美術館全体からとらえればショップの売り上げうんぬんではなく、団体を運営するベクトルがどちらを向いているのか、という点に重点を置き、美術書籍の販売なども広く公益に含まれると結論しました。初期段階ではこうした議論一つとっても多くの時間が費やされていたのですが、現在では公益活動の中核部分をどう捉えるべきかに

視点を定めているため、ずいぶん審査も柔軟化しましたし、また審査のスピードもかなりアップしています。

他にも、健康診断を主たる事業とする団体があったのですが、健康診断それ自体は対価を得て業務を行うので、それだけでは公益性は認め難いところです。しかし行う地域が離島や山間部、対象が高齢者や障害を持った方々となると、採算ベースではない公益を担うという使命感を持って地域医療を実現されているのだと判断できました。従前より、こうした個別事例による認定の判断も可能ではあったのですが、具体的な先例はほとんどありませんでした。

しかし現在、こうした個別事例に基づいて公益性を認める判断が妥当であるとの例が増えておりますので、勇気づけられる団体も少なくないと考えます。移行認定していく際に、国民福祉の向上、公益の増進に貢献していくかを、主務官庁の意向ではなく委員の意思によって判断するようになった、これはたいへん大きなことだと思います。当委員会に参集し

ている事務官は各省庁から登用されており、各事務官による下審査を経て、公益活動の中核部分については、委員会としての意思を、責任を持って明らかにしていくという方針が、昨年あたりから鮮明に打ち出されるようになりました。これには池田委員長のイニシアティブも大きく作用しております。

やはり、主務官庁の頸木から外れた、委員会の独立性が重要になりますね。国民の意を体して、しっかりとした公益法人の運営がなされているかどうか、ガバナンスとして法人の独立性が担保されているか、主務官庁からの天下りを受け入れることで公正性に問題は生じていないか、等々を問いかけるようにしています。また役員報酬についても、国民に公開された際、納得のいく範囲に収まるか注視しています。こうした点が、委員会の独立性を表していると言えるのではないのでしょうか。

## 迅速かつ円滑な

## 認定に至るために



かいとう ひでかず

昭和35年1月24日生まれ  
 57年3月 龍谷大学経済学部卒業  
 4月 滋賀県新旭町役場  
 平成3年5月 新旭町議会議員  
 11年2月 新旭町町長  
 15年6月 合併協議会会長  
 17年2月 滋賀県高島市長  
 22年4月 公益認定等委員会委員  
 ※その他  
 (財)日本青年館理事、(財)びわ湖ホール評議員、NPO 法人日本トレッキング協会理事を経験(いずれも22年3月退任)

先ほど、審査に柔軟性とスピード感をもたせるようになったと仰いました。

昨年から申請数が増えてくるに従い、委員会もよりメリハリをつけて対応するという方向へ変わりました。具体的には、申請を受けてから一週間以内に担当を決定し、チームとしての役割分担を定めながら、「私が担当させて頂くことになりました」と法人あてに電話でご挨拶するようにしています。「今後一か月ほど、書類を読み込んで内容の掌握に努めますので、ご連絡までしばらくお待ち頂くこと

になります。どうぞご安心ください」と。

こうした、直に声と声との関わりを持つだけでも手続きの進捗はかなり違います。担当者同士の信頼関係構築が、審査時間の短縮に最も寄与すると言えるでしょう。現在では、書類に特段の不備が無いなど、ほとんど問題のない申請の場合、一か月ほどで認定されるケースも出てきています。これまでの最短記録は五月中旬現在、二三日です。

また、審査内容においてポイントとなるのが、資産の評価です。これは細目に分けなければいくらでも審査の対象が尽き

法人が創意工夫をもって社会貢献されるお手伝いをするというスタンスを明確化しております。これまで往々にして、各法人の状況を主務官庁の意向に沿わせるような傾向が見られましたが、いまはそうではなく、法人の意思を尊重していくことが大前提です。円滑に移行認定等していただけるよう、法人と委員の役割分担が確立した、と申した方が良いかもしれません。たとえば、申請書類の文章が完全無欠でなくても、法人がどのような意志を持ちどんな方向性を指すのかが明確であれば、語句の瑣末な表現にとらわれることなく大局的に認めていくという姿勢です。文面における疑問点は、登記上問題がなければ、次の総会で定款を再作成するときに直してもらえればいいですよ、という具合にです。

現実として、申請前に各法人からの事前相談が非常に多くなっています。それに対しては、具体的にどのよう

な対応を。まず、受け付ける窓口の数を増やし、相談機会を増設しています。人員に関し

ては昨年、委員会事務局だけではなく、民間から見識の高い方々に参集頂き、講習会を開いてノウハウを習得してもらいました。各法人から内閣府のHPを通じてこうした相談員の方々による相談会の情報をアクセシしていただけるよう体制を整えています。申請にあたって気軽に相談できることこそ、認定法人が増えていく第一歩ですから。

そして今年、地方での相談会を拡充して展開する予定です。

地方自治体所管を含めた各法人の状況を見ますと、人的規模の小さな法人も少なくないようですね。

はい、法人事務局に常勤のスタッフがいらつしやらない法人が、国所管だけでも約三五〇を数えます。そうした法人は、平素の活動に加えて申請に向けた書類を作成するだけでも大きな負担となりますので、むしろ事前の相談でポイントを整理されることが有効です。そのためできるだけ個別対応していくという方針で臨んでいます。実際に、ご高齢の方一人で地道に申請作業に取り組まれた法人があ

ないので、その点はより大局的に審査するようになりました。また未上場株式などは複数のパターンを想定して、どのような方法で時価評価できるか判断し、必要以上に議論に時間をかけないようにしています。

移行期間一年目はどうしても、他の法人にあまねく適用できるような基準で無ければ、との思いから万全を期すあまり時間を要する傾向にありました。全ての事柄を事前に確認しないと認定できないという発想だったのです。しかし現在は、審査においてはポイントを絞り、事後のチェック、例えば立ち入り検査で確認するという方向へシフトし、柔軟に対応するようにしております。言わば、法人の自治を信頼して認定するという形です。この流れに関しては、去年の冒頭、当時の枝野特命担当大臣が状況を踏まえて、事後チェックへの方針を、明確に指示されたことが、大きな転機になりました。

委員会としては現在、各法人に対してどのような姿勢、方針で臨もうとしているのでしょうか。

り、当委員会でも丁寧な対応を重ねながら、無事認定に至ったというケースもありました。

逆に、申請する法人に対して、お願いしたい注意点などはありますか。

まず安易に、代理人等にすべての申請事務を委託しないことが望ましいですね。逆に混乱を招く遠因となります。というのも、公益法人とは設立時点から高い志と明確な目的意識が在り、またそれなりの歴史を営んできた団体がほとんどですから、その団体の中核部分のノウハウを最も知悉しているのはその団体の関係各位をおいて他にありません。したがって、委員会事務局との折衝に、団体当事者ではなく代理人の方のみで担当されますと、内容にすれ違いや誤解が発生する可能性が非常に高くなります。昨年も、トラブルに近い事例が幾つかありました。それゆえ、やはり法人事務局の方がまずは前面に立つて頂くことが最善であり、結果として円滑に運びます。委員会の方でも手続き面で難解な部分などは極力懇切丁寧にご説明申し上げますし、HP上では

申請のポイントを解説した動画コンテンツ

ツや申請書の記載例を掲載するなど、誰でも分かりやすくご覧頂けるよう取り組んでおります。これまでの傾向を振り返りますと、各法人とも会計面で戸惑われるケースが多いようなので、この機に腰の整理をしていただければと思います。それが長期的には、その法人のガバナンス向上に資するのではないのでしょうか。

—— **まずは、法人が有している資産を改めてチェックしてもらうことから始まりますね。**

一例として、ある歴史上の人物の功績を顕彰する財団がありました。こちらではその人物が遺した書簡など数千点の貴重な資料が残っていたのですが、それまでこれら資料を資産として位置付ける機会がなく、今回の申請を機に総点検した結果、正式に資料を資産計上するに至ったというケースもあります。自分の団体の保有資産等は、日々の事業運営のなかではあまり顧みられないのですが、申請によって、言わば「棚卸し」ができた、

という声も寄せられています。

とくに歴史の長い法人において、設立当初の使命・役割を継続して担いつつも、今日的な使命を果たしていくために、マネジメント体制も含めて、このあたりで一度見直しを図られてみる良い機会ではないでしょうか。実際に、申請に先立ち事業の追加や報酬規程の明文化など定款を変更し、体制を新たにされた法人もあります。さらに言えば、専門性の高い事業を長期に亘って行っている法人は、平易に説明することが苦手なようです。申請においては一般の国民が理解できるように自分たちの事業内容をより平易な表現で、分かりやすく伝える努力をしてもらえると有難いですね。それがさらに、公益法人に対する国民の理解浸透にもつながり、寄附文化を醸成していくと思います。

—— **なるほど、今回の申請は単に新制度への対応だけでなく、団体自身を見つめ、認識を新たにできる機会でもありませんね。**

公益法人制度自体が新たに変わったわけですから、旧主務官庁の範疇にとどまらなく委員会での姿勢なのです。公益を支える委員会であるからこそ、その公益活動の先頭に立つ法人を応援する、それが委員会の存在意義でもあるのです。単に事務処理をするだけの委員会ではない、という方向へ、われわれ委員会自身もこの震災を機に変わってきたと言えるでしょう。公益をより増進することについて、われわれも積極的になりました。

—— **そして、平成二十五年十一月末までの申請期間終了まで残り約二年半となりました。誌面を通じ、メッセージをお願いします。**

はい、基本的には移行期間が安易に延長されるということはありません。残る後半の期限で、是非とも申請、そして認定を受けて頂く必要があります。そのためには、今年度が重要な期間となるでしょう。前述の通り、新年度が始まる四月一日の登記を希望する法人が多いのですが、平成二十四年の四月一日は休日になっております。今般、来年の四月一日においても登記が可能となるよう措置されるのが決まりましたので、カレン

ず、縦横無尽に公益活動を展開してもらえると有難いですね。それが可能な時代となったのですから。

## 来春の登記に向けて、

### 今年後半が勝負

—— **今回の東日本大震災では、公益法人が本来事業の枠を超えて支援活動を行うなど、高い貢献をされているそうですね。**

実際に、被災地では公益法人をはじめNPOなど多くの団体が様々な支援を行っているほか、またそれらの団体に活動資金や物資を援助しているたくさんの方の公益法人が存在します。また今回の震災では全国から多額の義援金や支援金が寄せられておりますが、とくに公益法人は活動目的が明確であるため、個人単位で支援金を寄付する際には有効であると考えます。こういう公益法人を通じて被災地に具体的な支援を行いたい、そのために支援金を託すので私に替って使ってほしい、というような善意が到達するまでのプロセスが早く明瞭なケースが多いのです。こうした観点からも今後さらに公

ダー上では休日ながら、法人登記ができることになりました。朗報です。

そして、繰り返しになりますが、申請から認定まで四か月を一つの目標としておりますが、平成二十三年度は申請のピークとも予想され、相当数の法人が一日登記を目指して申請されると予想できるので、できる限り早期に申請をして頂きたい。残念ながら、申請しても認定に至らないケースもやはりあるわけですから、残る申請期間の時間的残余と再申請する場合も勘案して、余裕を持って臨むためにはぜひ、今年度が大きな節目となるのです。各法人が有している高い志と意義ある公益活動の内容を明確にして頂き、自信をもって申請してください。手続きは決して難しくありませんし、難しいと感じられる部分はわれわれ委員会がお手伝いいたします。委員会も一丸となって最善の努力を尽くす所存です。

ここから新しい日本の姿、民によって公益が支えられる生き活きとして社会が増進していくのです。ともに頑張ってください。

## 海東英和

益法人の使命・役割が社会の中で再認識されていくのではないのでしょうか。

とくにこの東日本大震災のように災害の規模も大きく、また被災地が広範囲にわたる場合には、政府・自治体では公平性にしづられ事態に即応できない場合が殆どです。そうした際、細かな支援が求められる場面で、公益法人、NPOなど民の力が大きく貢献しました。災害支援はまさに公益活動そのものですから、今度の震災は、民の力による公益活動の有用性、重要性が改めて見直され、今後さらに必要だと認識される契機になったのではないかと思います。震災以前は、法人が本来目的とする事業を行うのが公益法人の姿だったので、震災後は、事業を固定的に捉えるのではなく、得意分野での強みを発揮し、世の中のために立ち上がり、行動するのが公益法人の在り方なのだという方向へ、大きく変化、前進したと言えるでしょう。

それを促しているのが、震災発生後の当委員会・池田委員長のメッセージであり、また法人の活動範囲を柔軟に捉えて